

低炭素建築物の認定単位について

- 戸建住宅は当該住戸のエネルギー消費量が、建築物は当該建築物(建物全体)のエネルギー消費量が、基準値を満たすこととする。
- 共同住宅を含む場合は、認定を受ける必要のある対象範囲に応じて、それぞれ、エネルギー消費量が基準値を満たすこととする。

①: 戸建住宅の場合



住戸
住戸のエネルギー消費量
≦ 住戸の基準値

②: 共同住宅を含む建築物の場合

(1) 住戸ごとの認定
(住宅ローン減税等)

認定を受ける住宅



(住宅を含む建築物)

住戸
各住戸のエネルギー消費量
≦ 各住戸の基準値

(2) 建築物全体の認定
(容積率緩和)



(住宅を含む建築物)

建物全体
建物全体のエネルギー消費量(※)
≦ 建物全体の基準値

(※ 建物全体のエネルギー消費量
= (各住戸の合計) + (共用部)
+ (非住宅部分)

③: 建築物の場合



建物全体
建物全体のエネルギー消費量
≦ 建物全体の基準値